お知らせ

市政の動き
（5月16日～6月15日）

※ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったかを概略でお知らせします。

5/18(金)

平成24年度第２回長浜市国民健康保険運営協議会
【内　容】①平成24年度長浜市国民健康保険事業計画について②平成24年度長浜市国民健康保険料率について
【結　果】①②のいずれも説明・質疑の後、了承を得ました。
【担当課】保険医療課（☎６５－６５２７）

5/22(火)

第１回長浜市市の木・市の花選定委員会
【内　容】正副委員長の選出について、「市の木」および「市の花」の選定について
【結　果】正副委員長を選出し、「市の木」および「市の花」の選定について協議をおこないました。
【担当課】総務課（☎６５－６５０３）

5/30(水)

第４回長浜市原子力災害対策計画検討委員会
【内　容】長浜市原子力災害対策計画（退避・避難措置対策）の案について
【結　果】原案のとおり承認されました。
【担当課】防災危機管理課（☎６５－６５５５）

6/2(土)

長浜市図書館協議会
【内　容】会長・副会長の選出、①市立図書館の概要②平成23年度事業報告③平成24年度事業計画
【結　果】会長、副会長を選出し、①②③について事務局より説明し、質疑応答を行いました。
【担当課】長浜図書館（☎６３－２１２２）

6/5(火)

第２回長浜市市の木・市の花選定委員会
【内　容】答申の決定について
【結　果】市の木を「けやき」、市の花を「梅」とする答申を市長へ行うことを決定しました。
【担当課】総務課（☎６５－６５０３）

※詳しくは、市ホームページ（http://www.city.nagahama.shiga.jp）をご覧ください。

国民年金保険料の納付が困難な場合は相談ください！

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、申請すれば保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

１．保険料申請免除（全額免除・４分の３免除・半額免除・４分の１免除）
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則７月から翌年６月までです。
※一部免除については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

２．若年者納付猶予
30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則７月から翌年６月までです。

３．学生納付特例
学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則４月から翌年３月までです。

【申請窓口】保険医療課、北部振興局・各支所福祉生活課または彦根年金事務所
【持ち物】年金手帳、印鑑（離職票や課税証明書が必要な場合もあります。詳しくは問合せください。）

問保険医療課（☎６５－６５１６）、彦根年金事務所　国民年金課（☎０７４９－２３－１１１４）

お知らせ

募集　男女共同参画（パートナーシップ）推進標語

市では今年度、長浜市男女共同参画行動計画（ヒュー・ウー・マンプラン）の改訂を行います。

その一環として、男女が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、いきいきと暮らせる男女共同参画社会をめざすための標語を広く募集します。

入選作品は、市の啓発活動に使用するほか、12月16日（日）に長浜市民交流センターで開催する「男と女のパートナーフォーラム」において表彰します。

【募集内容】男女共同参画をテーマにした標語（自作・未発表のものに限る）
一人で何作品でも応募できます。
【応募資格】市内に在住、または通勤・通学している小学生以上の人
【応募方法】標語と住所・氏名・フリガナ・電話番号を記入のうえ、ハガキか電子メール、または専用の応募用紙にて下記まで応募ください。
※応募用紙は人権施策推進課、北部振興局・各支所地域振興課、市内の公民館、図書館にあります。
【表　彰】入選作品（最優秀作品１点、優秀作品２点）を決定し、賞状と副賞を贈呈します。
【その他】入選作品の著作権は主催者に帰属します。
応募作品は返却しません。
応募いただいた個人情報は、標語に関する目的以外に使用しません。
【応募締切】**９月28日（金）　必着**

【応募先・問合せ先】人権施策推進課　男女共同参画推進標語　募集係（〒526-8501　高田町12番34号、☎６５―６５６０、Eメールjinken@city.nagahama.lg.jp）

７月は企業内人権教育啓発強調月間です

ひとがいきいき輝く職場
一人ひとりの人権が尊重される、明るい職場づくりに努めましょう

木造住宅無料たいしん診断の申込期間を延長します

【延長期間】９月10日（月）まで（先着順）

詳しくは広報ながはま５月１日号か、市ホームページをご覧ください。
※木造住宅耐震改修補助の受付も行っています。（11月12日（月）まで）

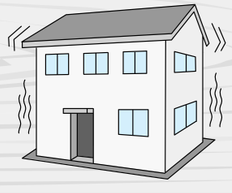

問開発建築指導課（☎６５－６５４３）